

2023 年 4 月

御中

大阪倉庫協会

インボイス制度開始に伴う請求方法の変更について

拝啓、貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 10 月より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

適格請求書を発行するためには、課税事業者として税務署に登録することが必要となりますが、弊協会では免税事業者を継続することといたしました。主な活動の費用精算方法につきまして、下記のようにご案内申し上げますので、ご了解いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 会費（不課税） | 現行どおり、弊協会より請求書を発行します |
| 2. 会議・懇親会費等（課税） | 現行どおり、弊協会より請求書（もしくは領収書）を発行します |
| 3. 講習会費（課税） | 倉庫管理主任者講習会の請求は、課税事業者である日本倉庫協会が主催、請求書（もしくは領収書）を発行します |

経理処理、税額控除といった点でご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上